

新居浜工業高等専門学校保健管理センター規程

平成29年3月28日規程第2号

最終改正 平成31年3月12日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第7条第2項の規定に基づき、保健管理センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生及び教職員の健康維持・増進を図るとともに、本校における教育活動が安全かつ適切に実施されるための支援を行うことを目的とする。

第2章 業務及び組織

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生及び教職員の定期健康診断等、健康管理に関すること。
- (2) 学生の個人的諸問題等に関する相談及び支援に関すること。
- (3) 学生のメンタルヘルス教育に関すること。
- (4) 心身に障がいを持つ学生及び発達に課題を有する学生（以下「障がい学生」という。）に対する支援に関すること。
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターは、センター長及び副センター長のほか、次の各号に掲げる室（以下「各室」という。）で組織する。

- (1) 学生相談室
- (2) 特別支援教育推進室
- (3) メンタルヘルス教育推進室
- (4) 保健室

(運営)

第5条 センター長は、各室の業務を掌理し、その運営に当たる。

- 2 各室は、相互に連携をしながらその業務を遂行する。
- 3 センター長は、必要に応じ各室の室長を招集して会議を開催し、議長となる。
- 4 センター長が必要と認めるときは、室長以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(守秘義務)

第6条 センターの業務に当たる者は、業務の過程で知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

第3章 学生相談室

(業務)

第7条 学生相談室（以下「相談室」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の個人的問題に関する相談
- (2) 学生の精神的不適応に関する相談
- (3) 学生の学習上の問題に関する相談
- (4) 学生の職業選択、進路に関する相談
- (5) 心と体のアンケート等の調査結果に基づくケアに関する事。
- (6) その他必要と認められる事。

(組織)

第8条 相談室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 相談員 各学科・科の教員 各1名
- (4) カウンセラー

2 室長は、本校の専任教員の中から、校長が指名する。

3 相談員は、室長が指名する。

4 副室長は、相談員の中から室長が指名する。

5 室長、副室長及び相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 カウンセラーは、学外の有識者に、校長が委嘱する。

(運営)

第9条 室長は、相談室の業務を掌理し、その運営に当たる。

2 室長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

3 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する室員がその職務を代行する。

(相談の手続き)

第10条 学生が第7条各号の相談を希望するときは、室長又は相談員に申し込むものとする。

2 相談員は、前項の申込みを受け、学生が他の相談員又はカウンセラーとの面談を希望したときは、速やかに室長に連絡しなければならない。

(相談場所)

第11条 学生相談は、保健室に隣接のカウンセリング室で行うものとする。ただし、相談の内容によっては、相談を受けた相談員又は室長の判断により適当な場所で行うことができる。

第4章 特別支援教育推進室

(業務)

第12条 特別支援教育推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい学生に対する支援方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 障がい学生の支援に必要な施設・設備に関すること。
- (3) 障がい学生の支援に必要な本校及び外部機関の関係者並びに保護者との連携協力に関すること。
- (4) 障がいに関する啓蒙活動及び研修計画の策定に関すること。
- (5) その他必要と認められること。

(組織)

第13条 特別支援教育推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）
 - (3) 特別支援教育スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）
 - (4) 学生相談室長
 - (5) 学生課長
 - (6) 看護師
 - (7) その他校長が指名する者
- 2 室長は、教務主事をもって充てる。
 - 3 コーディネーターは、特別支援教育に関する知識と指導上の実績を有する本校の専任教員の中から校長が指名する。
 - 4 コーディネーターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 スーパーバイザーは、特別支援教育に関する専門的知識と指導上の実績を有するカウンセラーの中から校長が委嘱する。

(運営)

第14条 室長は、特別支援教育推進室の業務を掌理し、その運営に当たる。

- 2 室長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する室員がその職務を代行する。
- 5 コーディネーターは、本校及び外部機関の関係者と連絡・調整を行い、障がい学生とその保護者に対して学級担任又は専攻主任と連携して対応する。

第5章 メンタルヘルス教育推進室

(業務)

第15条 メンタルヘルス教育推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 自殺予防及び学生のメンタルヘルス教育の取組に関すること。

(2) 教職員のメンタルヘルスに係る研修会等に関すること。

(3) その他必要と認められること。

(組織)

第16条 メンタルヘルス教育推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

(1) 室長

(2) メンタルヘルス教育推進員

(3) 学生課長

2 室長は、本校の専任教員の中から校長が指名する。

3 メンタルヘルス教育推進員は、学生相談室の室長及び相談員をもって充てる。

4 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第17条 室長は、メンタルヘルス教育推進室の業務を掌理し、その運営に当たる。

2 室長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

3 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する室員がその職務を代行する。

第6章 保健室

(業務)

第18条 保健室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学校保健計画に関すること。

(2) 学生及び教職員の定期健康診断に関すること。

(3) 学生及び教職員の不測の疾病及び傷害の応急処置に関すること。

(4) 学生災害共済給付制度等に関すること。

(5) その他健康管理に関すること。

2 前項の業務のうち、安全衛生委員会が所掌する業務については、同委員会と連携して行う。

(組織)

第19条 保健室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

(1) 室長

(2) 看護師

(3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

2 室長は、学生課長をもって充てる。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長が委嘱する。

(運営)

第20条 室長は、保健室の業務を掌理し、その運営に当たる。

2 室長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

3 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

- 5 必要に応じて相談室, 特別支援教育推進室及びメンタルヘルス教育推進室と連携して業務を遂行する。

第7章 雑則

(事務)

第21条 センターに関する事務は, 学生課において処理する。ただし, 安全衛生委員会が所掌する事務は総務課において処理する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか, センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成29年3月28日 制定)

- 1 この規程は, 平成29年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校学生相談室規程(平成5年3月23日規程第4号)及び新居浜工業高等専門学校特別支援教育推進室規則(平成23年2月8日規則第4号)は廃止する。

附 則 (平成31年3月12日 一部改正)

この規程は, 平成31年4月1日から施行する。